

大西病院倫理委員会について

設置の目的

大西病院で行われる医行為等について、「ヘルシンキ宣言」の趣旨を尊重し、今日的視点でかつ公正な立場で協議する場として「大西病院倫理委員会」を設置しています。

本委員会は、高度先進医療などの特別な局面に対応するだけでなく、日常の医療の中で起こる、さまざまな人権問題について検討し、「患者さんの人権を守る、あるべき医療の姿をめざす」委員会として活動することを目的としています。

主な活動内容

申請された先進医療又は医学研究の実施計画の内容並びにその成果の公表について、また医の倫理的観点から医療従事者として問題があると考えられる行為の事象について審議します。

次の事項に関する審査を行います。

1. 医行為に対する患者や家族の意向の反映、情報開示、インフォームドコンセントに関する事項
2. 臨床研究等の実施及び継続に関する事項
3. その他委員会が必要と認める事項

医療倫理に関する病院職員への教育や、情報発信、情報公開を行います。

委員会の構成

委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、男女両性により構成されています。

1. 副病院長、看護部長、事務長、薬局長
2. 医師以外の管理職（1名以上）
3. 医療分野以外の学識経験者（外部委員；1名）
4. その他委員会が必要と認めたもの（若干名）

大西病院の倫理指針

PDF

大西病院倫理委員会規定

[PDF をダウンロードしてください。](#)

承認済み臨床研究一覧

[PDF をダウンロードしてください。](#)